

教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり発令（8件）したのでお知らせします。

記

I

1 教職員に関する事項

- (1) 氏 名 小林^{こばやし} 優^{すぐる}
- (2) 学 校 名 東京都墨田区立曳舟小学校
- (3) 職 名 教 諭
- (4) 年 齢 32歳
- (5) 性 別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和4年3月4日

4 処分理由

令和3年8月7日午後7時頃、自宅において、スマートフォンを使用して、わいせつな動画データをインターネット上に投稿するなどした。

II

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（多摩地域）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 32歳
- (4) 性 別 女

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和4年3月4日

4 処分理由

平成31年3月28日午後10時頃から同日午後10時30分頃までの間に、当時自宅において、当時勤務校生徒と性行為を行うなどした。

※ 本件については、氏名等を公表することにより上記生徒が特定される可能性があることから、生徒の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととした。

III

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（多摩地域）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 33歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和4年3月4日

4 処分理由

令和3年4月3日午後2時頃から同月24日午後2時40分頃までの間に、勤務校において、同校生徒と二人きりの状況等で、同生徒を抱きしめる及び同生徒の頬に複数回キスを行うとともに同生徒に嫌悪感を与えるなどの行為を行うなどした。

※ 本件については、氏名等を公表することにより上記生徒が特定される可能性があることから、生徒の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととした。

IV

1 教職員に関する事項

- (1) 氏 名 やすだ 安田 ともき 知生
- (2) 学 校 名 東京都品川区立伊藤学園
- (3) 職 名 主任教諭
- (4) 年 齢 37歳
- (5) 性 別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和4年3月4日

4 処分理由

令和3年2月1日午前7時35分頃、コンビニエンスストアにおいて、食品1点214円相当を窃取するなどした。

V

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 35歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

停職6月

3 発令年月日

令和4年3月4日

4 処分理由

令和3年8月1日午前1時5分頃、ビルの敷地内において、施錠されていない状態で置かれていた他人の自転車を窃取した。

※ 被処分者は、事故後に退職願を提出しており、本件処分の発令に併せて、被処分者の辞職を承認した。

VI

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 特別支援学校
- (2) 職 名 主 事
- (3) 年 齢 34歳
- (4) 性 別 女

2 処分の程度

停職6月

3 発令年月日

令和4年3月4日

4 処分理由

平成27年7月頃から平成29年3月頃までの間に、当時勤務校において、学校徴収金に係る事務処理を適切に行わず、同校定時制課程生徒の学校徴収金について、計6,217,954円の未返金を生じさせるとともに、計1,381,316円の未納を生じさせる、同学校徴収金に係る現金を受領した際、収入承認書を作成せず、現金出納簿への記載を怠る、無断で公印を押した同受領に係る領収書を発行する及び同受領した事実がないにもかかわらず、同受領した領収書を作成するなどした。

また、平成28年4月頃から平成29年3月頃までの間に、同校職員から同学校徴収金に係る計30,000円の現金を受領した際、収入承認書を作成せず及び現金出納簿に記載せず、同現金を同校経営企画室内の机の引出しに施錠せずに保管し、同現金を紛失するなどした。

さらに、同校において、同課程生徒の現金出納簿等を改ざんしたことにより、同学校徴収金に係る追徴不能金538,005円及び返納不能金622,937円を生じさせた。

VII

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（多摩地域）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 64歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

減給10分の1 1月

3 発令年月日

令和4年3月4日

4 処分理由

平成29年3月23日から令和3年6月8日までの間、自宅から自宅最寄り駅又は勤務校までの区間において、ほぼ毎日、同校校長に届け出た通勤届と異なる通勤経路及び方法である自転車による通勤を行い、通勤手当802,990円を不正に受給した。

また、同日午後5時20分頃、同自転車を運転して退勤する途中、交差点において、同交差点に左方向から進入してきた自転車より先に同交差点に進入し、同自転車を急ブレーキを掛けさせるとともに、ハンドル操作を誤らせ、同自転車を運転していた男性を転倒させ、同男性に右膝部挫傷の傷害を負わせた。

VIII

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（区部）
- (2) 職 名 教諭
- (3) 年 齢 64歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

戒告

3 発令年月日

令和4年3月4日

4 処分理由

学校教育法施行規則により生徒指導要録の様式1の保存期間が20年間と定められているにもかかわらず、平成27年2月下旬頃、勤務校において、保存期間が20年未満の計2,170名分の同様式1を廃棄するとともに、同廃棄について、速やかに管理職に報告すべきところ、これを怠った。

【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課
電話 03-5320-6798（直通）